

## 児童扶養手当

所得制限にかからない母子家庭・父子家庭などの人が、子どもが18歳になる年の年度末まで受けることができる手当です。

※子どもが一定の障がいの状態にある場合は20歳までです。

**手当を受けられる人** 次のいずれかに該当する子どもを育てている父、母または養育者

- 父母が離婚した子ども
- 父または母が死亡した子ども
- 父または母が一定の障がいの状態にある子ども
- 父または母が生死不明である子ども
- 父または母に1年以上遺棄されている子ども
- 父または母が裁判所からDV(ドメスティックバイオレンス)防止法の保護命令を受けた子ども
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- 母が婚姻によらないで産んだ子ども

**手当を受けられない場合**

- 申請する人や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- 子どもが児童福祉施設等に入所しているとき
- 婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の状況にあるとき

## 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている人に支給されます。

ただし、次のような場合には手当を受けることができませんので、注意してください。

- 申請する人や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- 子どもが児童福祉施設等に入所しているとき
- 子どもが障がいによる公的年金を受けることができるとき

**支給月と月額手当額**

1年に3回、4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、11月(8~11月分)に支給されます。

- 1級：5万1,700円
- 2級：3万4,430円

## ひとり親家庭相談会

現況届の時期に合わせて、就労、貸付などについて専門の支援員が相談を受け付けます。当日の受け付けもできますが、予約優先です。詳しくは、本紙27ページをご覧ください。

**問い合わせ** 子育て応援課子育て応援担当(1階◎番窓口)



### 必要書類等

- 申請する人と子どもの戸籍謄本  
※離婚した人は離婚届受理証明書で仮受付ができません。
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 通帳(申請する人の名義のもの)
- 申請する人と子どもの健康保険被保険者証(ひとり親家庭等医療費支給制度の申請に使用)  
※その他、状況により必要な書類があります。

### 支給月と月額手当額

1年に3回、4月(12~3月分)、8月(4~7月分)、12月(8~11月分)に支給されます。

子どもの人数	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人の場合	4万2,500円	4万2,490円~1万30円
2人目加算額	1万40円	1万30円~5,020円
3人目以降加算額	6,020円	6,010円~3,010円

### 現在、認定されている人へ

毎年8月に現況届を提出する必要があります。支給要件を確認するための大切な手続きですので、必ず提出してください。

なお、現在の受給者には7月下旬に個別にお知らせを送付しています。

### 申請手続き

障がいの状態によって提出する書類が変わります。詳しくは、お問い合わせください。

### 現在、認定されている人へ

8月に所得状況届を提出する必要があります。支給要件を確認するための大切な手続きですので、必ず提出してください。

なお、現在の受給者には7月下旬に個別にお知らせを送付しています。

